

副
本

平成29年(ワ)第1175号 石炭火力発電所運転差止請求事件

原告 外123名

被告 仙台パワーステーション株式会社

第2証拠説明書

平成30年7月11日

仙台地方裁判所第2民事部合2係 御中

被告訴訟代理人

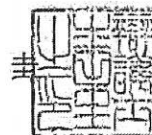
弁護士

荒 井 紀



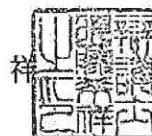
同

本 田



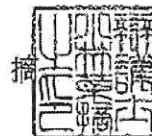
同

須 藤 希



同

小 林 菜



号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
乙5	「環境基準」と題するウェブサイト	写し 2018年 7月5日(写し作成日)	環境省	環境基準が「人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうとするもの」であること。
乙6	「大気汚染に係る環境基準」と題するウェブサイト	写し 2018年 7月5日(写し作成日)	環境省	環境基準につき、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない」ものとされていること。
乙7	仙台パワーステーション株式会社仙台パワーステーションの公害防止に関する協定書	写し 2016年 3月2日	宮城県知事、 仙台市長、塩竈市長、 名取市長、 多賀城市長、 七ヶ浜町長、 利府町長、 被告代表取締役社長	①仙台PSの稼働に際し、被告が宮城県や仙台市をはじめとする周辺の地方公共団体との間で公害防止協定を締結したと、 ②当該公害防止協定に、大気汚染を防止する観点から、仙台PSから排出される物質の量や濃度に係る所定の基準を遵守することが定められていること、及び ③当該公害防止協定において規定された協定値。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
乙8 の1	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成29年10月度)	写し 2017年 11月	被告	①被告が、大気汚染防止法16条及び公害防止協定14条に従い、所定の環境負荷項目等について測定を行い、記録した上で、その結果を毎月公表していること、 ②仙台PSの稼働開始以来、いずれの月においても、被告が公害防止協定の基準や排出基準を遵守していること、及び ③環境負荷項目測定の公表内容。
乙8 の2	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成29年11月度)	写し 2017年 12月	同上	
乙8 の3	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成29年12月度)	写し 2018年 1月	同上	
乙8 の4	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成30年1月度)	写し 2018年 2月	同上	
乙8 の5	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成30年2月度)	写し 2018年 3月	同上	
乙8 の6	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成30年3月度)	写し 2018年 4月	同上	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
乙8 の7	仙台パワーステーション環境負荷測定結果 (平成30年4月度)	写し 2018年 5月	同上	
乙8 の8	「環境負荷測定結果」と題するウェブサイト	写し 2018年 7月5日(写し作成日)	同上	
乙9 の1	「多賀城市、七ヶ浜町における大気環境の測定結果について」と題するウェブサイト	写し 2018年 6月4日(写し作成日)	宮城県	宮城県が、多賀城市及び七ヶ浜町において、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM2.5)、二酸化硫黄 (SO ₂)、二酸化窒素 (NO ₂)、光化学オキシダント等の測定を実施していること及びその測定結果。
乙9 の2	「<測定結果 (第1回目)>」と題する書面	写し 2018年 6月4日(写し作成日)	同上	
乙9 の3	「<測定結果 (第2回目)>」と題する書面	写し 2018年 6月4日(写し作成日)	同上	
乙9 の4	「<測定結果 (第3回目)>」と題する書面	写し 2018年 6月4日(写し作成日)	同上	
乙9 の5	「<測定結果 (第4回目)>」と題する書面	写し 2018年 6月4日(写し作成日)	同上	
乙10	「仙台港周辺での環	写し 2018年	仙台市	①仙台市が、仙台港周辺及び蒲生

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
の1	環境調査」と題するウェブサイト	7月5日(写し作成日)		干潟近辺において、浮遊粒子状物質 (SPM)、微小粒子状物質 (PM_{2.5})、二酸化硫黄 (SO₂)、二酸化窒素 (NO₂)、光化学オキシダント等の測定を実施していること、 ②その測定結果、及び ③仙台市のウェブサイトにおいて、同市により測定されたPM_{2.5}や水銀等の数値について、「環境基準を下回っており、石炭火力発電所の稼働前と比較しても通常の変動の範囲内で推移している」とされていること。
乙10 の2	「2018年7月10日の測定値の推移」と題するウェブサイト (測定項目: 浮遊粒子状物質)	写し 2018年7月11日 (写し作成日)	同上	
乙10 の3	「2018年7月10日の測定値の推移」と題するウェブサイト (測定項目: 微小粒子状物質)	写し 2018年7月11日 (写し作成日)	同上	
乙10 の4	「2018年7月10日の測定値の推移」と題するウェブサイト (測定項目: 二酸化硫黄)	写し 2018年7月11日 (写し作成日)	同上	
乙10 の5	「2018年7月10日の測定値の推移」と題するウェブサイト (測定項目: 二酸化窒素)	写し 2018年7月11日 (写し作成日)	同上	
乙10 の6	「2018年7月10日の測定値の推移」	写し 2018年7月11日	同上	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
	と題するウェブサイ ト (測定項目: 光化学 オキシダント)	(写し作成 日)		
乙10 の7	「2018年7月1 0日の測定値の推移」 と題するウェブサイ ト (測定項目: 一酸化 窒素)	写し 2018年 7月11日 (写し作成 日)	同上	
乙10 の8	「2018年7月1 0日の測定値の推移」 と題するウェブサイ ト (測定項目: 窒素酸 化物)	写し 2018年 7月11日 (写し作成 日)	同上	
乙10 の9	「2018年7月1 0日の測定値の推移」 と題するウェブサイ ト (測定項目: 一酸化 炭素)	写し 2018年 7月11日 (写し作成 日)	同上	
乙10 の10	「2018年7月1 0日の測定値の推移」 と題するウェブサイ ト (測定項目: メタン)	写し 2018年 7月11日 (写し作成 日)	同上	
乙10 の11	「2018年7月1 0日の測定値の推移」	写し 2018年 7月11日	同上	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
	と題するウェブサイ ト (測定項目: 非メタ ン炭化水素)	(写し作成 日)		
乙10 の12	「2018年7月1 0日の測定値の推移」 と題するウェブサイ ト (測定項目: 全炭化 水素)	写し 2018年 7月11日 (写し作成 日)	同上	
乙10 の13	「蒲生干潟近辺での 大気調査結果」と題す るウェブサイト	写し 2018年 7月5日 (写 し作成日)	仙台市	
乙10 の14	蒲生干潟近辺での大 気調査結果 (4月分)	写し 2017年 5月30日	同上	
乙10 の15	蒲生干潟近辺での大 気調査結果 (5月分)	写し 2017年 6月30日	同上	
乙10 の16	蒲生干潟近辺での大 気調査 緊急環境調 査結果 (8月分)	写し 2017年 9月15日	同上	
乙10 の17	蒲生干潟近辺での大 気調査 緊急環境調 査結果 (9月分)	写し 2017年 9月28日	同上	
乙10 の18	蒲生干潟近辺での大 気調査結果 (10月 分)	写し 2017年 11月20 日	同上	

号証	標目 (原本・写しの別)	作成日時	作成者	立証趣旨
乙10 の19	蒲生干潟近辺での大 気調査結果 (2月分)	写し 2018年 3月20日	同上	
乙10 の20	蒲生干潟近辺での大 気調査結果 (5月分)	写し 2018年 6月29日	同上	
乙11	「平成29年 12 月 環境生活農林水 産委員会 (第362 回) - 12月12日 - 01号」と題するウェ ブサイト (抜粋)	写し 2018年 7月5日 (写 し作成日)	環境生活農林 水産委員会	①宮城県環境生活部長が、宮城県議会の環境生活農林水産委員会において、宮城県が実施した大気中の物質の測定結果について、「現状では科学的に、それから制度的に見れば、基本的には他の事業者に比しても、大気を汚すような形での操業は行われていないと認識して」いる旨の答弁をしたこと、及び、 ②同部長が同委員会において、公害防止協定に基づく被告による測定結果について、「全てその協定で結んだ値よりも相当低い値での排出になってございまして、これは基本的に事業者が事業を行う上で、仙台湾なり仙台市周辺の大気環境を守る上では、特に問題のない排出

号証	標目（原本・写しの別）		作成日時	作成者	立証趣旨
					値ではないかと考えて」いる旨 の答弁をしたこと。

以上

